

# 社会保障制度改革について

平成 25 年 10 月 11 日  
地 方 六 団 体

今臨時国会への社会保障制度改革推進に関するプログラム法案の提出が予定されるが、結論ありき、スケジュールありきで改革を進めることなく、地方の理解を得たものについて法制化等の措置を講ずることが必要である。

国・地方とも厳しい財政状況の中、税と社会保障の一体改革を着実に推進することが重要であり、社会保障制度の基本的な制度設計と必要となる財源の確保は国がしっかりと責任を果たす一方、地方が地域住民のニーズを踏まえたきめ細かなサービスを提供することができるよう、持続可能で質の高い社会保障制度を確立していくことが重要である。

## 国民健康保険制度について

- ・ 平成 25 年 8 月 21 日に閣議決定された「法制上の措置の骨子」においては、「国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運營業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担する」とし、そのために必要な措置を講ずるとされている。
- ・ 今後、政府においては、この方針を踏まえて検討が進められるものと考えられるが、その際には、以下の点の実現が必要である。
- ・ 国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築すること。
- ・ 社会保障・税一体改革時に 2,200 億円の公費投入と合わせ、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を優先的に活用すること。
- ・ 都道府県と市町村との適切な役割分担などについては、地方と十分協議を行い、その意見を反映させること。

## 医療提供体制等について

- ・ 地域の保健医療政策に大きな責任を担っている都道府県が主体的に医療提供体制を構築し、地域で必要な医療を確保していくため、地域医療ビジョンの策定、病床の機能分化等について、都道府県に実効性のある権限や財源を付与し、関係団体の協力を得ながら推進するべきである。

### 介護保険制度について

- ・ 要支援者への支援の見直しについては、地域の実情を踏まえ、市町村の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう制度設計を行うこと。また、将来の介護給付を抑制するため必要な介護予防については、見直し後も、十分な財源を確保すること。
- ・ 介護サービスの効率化・重点化等を検討するに当たっては、国の責任において、国民の理解が得られる合理的な制度とするとともに、地方に新たな財政負担や、過大な事務負担が生じないように見直すべきである。

### 少子化対策について

- ・ 近い将来、国家的な危機を招きかねない少子化の進行に歯止めをかけることは待ったなしの国家的課題である。少子化社会対策会議において決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に早急に取り組み、特に、「待機児童解消加速化プラン」の推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を図るための財源の確保等が重要である。
- ・ 少子化対策を国策の中心に据えて直ちに取り組むとともに、地方が地域の実情に合った幅広い取組を迅速に講じることができるよう必要な支援を図るべきである。